

23生産第5304号
23消安第4796号
23食産第2291号
23林政経第262号
23水推第832号
平成23年12月19日

別記1（関係団体の長）宛て

農林水産省生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
(食品産業政策課題検討チーム長)
林野庁林政部経営課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて

平成23年産米については、土壌調査の結果を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。

玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年8月4日原子力災害対策本部決定)に定められた自治体(以下「対象自治体」という。)を対象として、本年8月以降、

- ① 収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
- ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査

の二段階で実施し、本調査の結果(11月17日現在)は別紙1のとおりでした。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施中です。

米の副産物である米ぬか及び米ぬかを搾油した際に発生する脱脂ぬか(以下「米ぬか等」という。)は、食品や肥飼料等のさまざまな用途に利用されます。この

ため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙2に示す食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値を遵守する必要があります。

暫定規制値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壤改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。

記

1 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

(1) 米ぬかの加工係数

対象自治体で生産された平成23年産米を用いて精米試験を行い、放射性セシウム濃度を測定した。その結果を踏まえ、玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米後の米ぬか中の放射性セシウム濃度の比率（以下「米ぬかの加工係数」という。）は、「8」を用いることとする。

なお、試験の結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米中の放射性セシウム濃度の比率（精米の加工係数）は0.4以下であった。

(2) 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。

なお、放射性物質調査結果が一般的な定量下限値未満（放射性セシウム¹³⁴及び同¹³⁷が各20 Bq/kg未満）の玄米から発生した米ぬかは、以下の①か

ら③の理由により、家畜用飼料の暫定許容値以下として取り扱う。

ただし、福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、上記によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定し、当該測定値を用いる。その他、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。

- ① 福島県における本調査の結果、調査点数（1,276点）の90%（1,154点）の地点で、玄米の放射性セシウム濃度が、放射性セシウム134と同137の合計で20 Bq/kg未満であったこと（別紙1）
- ② 精米施設では、一般に複数の産地の玄米を精米して発生した米ぬかがまとめて出荷されること
- ③ 米ぬか等の飼料利用の大半を占める配合飼料について、その原料使用量（全国で約2,400万トン/年）のうち、米ぬかの使用割合は平均で0.2%（約6万トン）、脱脂ぬかの使用割合は平均で0.6%（約14万トン）と僅かであること

2 米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全の確保

米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全を確保するため、米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は以下の取組を行う。

（1）米ぬか等の供給に関する事業者

米ぬか等の供給に関する事業者は、対象自治体で生産された玄米又はそれに由来する米ぬか等を供給する際には、食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者の判断に資するため、別紙3を参考に米ぬかの原料玄米に係る情報等を伝達する。

原料玄米の情報の把握が困難な場合には、米ぬか等を利用する事業者と協議の上、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等の対応をとる。

また、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値等を伝達する。

① 玄米の生産者及び集荷業者

玄米の生産者及び集荷業者は、対象自治体で生産された玄米を精米する事業者（以下「精米業者」という。）に販売する際には、当該地域の玄米の産地及び放射性物質調査結果を伝達する。

② 精米業者等

精米業者（米ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、対象自治体で生産された玄米を精米して発生した米ぬかを食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者に販売する際には、原料に用いた玄米の産

地、放射性物質調査結果及び産地ごとの使用割合（米ぬかの出荷頻度に応じて原則1日単位の情報とする。）を伝達する。また、食品製造業者向けには、記1により得られた米ぬかの放射性セシウム濃度を踏まえて、暫定規制値を超えない米ぬかを販売する。

コイン精米機の管理事業者は、玄米の放射性物質調査の結果、40 Bq/kg以上の値が見られた市町村に設置されたコイン精米機で発生した米ぬかについて、当該地域の玄米から発生した米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値を参考に、食品や単体での肥飼料等への利用は控えるようコイン精米機の利用者や米ぬかの利用者に注意喚起を行う。

③ 米油製造業者

米油製造業者（脱脂ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、精米業者等の取組を踏まえ、脱脂ぬかの放射性セシウム濃度を測定する等により、暫定許容値等を超えない肥飼料等となるような脱脂ぬかを販売する。

（2）米ぬか等を利用する事業者等

① 食品製造業者（米油製造業者も含む）

食品製造業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、使用する米ぬか等及び当該米ぬか等を用いた製品が暫定規制値を超えないよう取り組む。

② 肥飼料等の製造業者及び販売業者

肥飼料等の製造業者及び販売業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、肥飼料等が暫定許容値等を超えないよう取り組む。

③ 肥飼料等の利用者

米ぬか等を肥飼料等に利用する農家等は、それらを供給する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が肥飼料等の暫定許容値等を超える米ぬか及び脱脂ぬかは単体で用いないなど、利用する肥飼料等が暫定許容値を超えないよう取り組む。

3 平成23年産米及び米ぬか等の円滑な流通に向けて

（1）米又は米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は、別紙4の資料等を活用し、平成23年産米及びそれに由来する米ぬか等の安全確保の取組について、関係者の理解が深まるよう努める。

（2）対象自治体の平成23年産米から生じた米ぬかを用いて試験を行った結果、放射性セシウムを含有する玄米から製造された米油には、放射性セシウムは検出されなかった。

このため、米油製造業者及び販売業者は、別紙5の資料等を活用し、平成23年産米に由来する米ぬかから製造される米油の安全性について、関係者の

理解が深まるよう努める。

(3) なお、対象自治体以外で生産された平成23年産米に由来する米ぬか等については、記1及び2によらず食品及び肥飼料等として販売又は利用して差し支えない。

問い合わせ先

【米ぬかの加工係数、米ぬかの供給について】

生産局農産部穀物課 米麦流通加工対策室 米流通改善班

ダイヤルイン：03-6744-2108

生産局農産部技術普及課 生産資材対策室 機械開発・安全指導班（コイン精米機）

ダイヤルイン：03-6744-2111

【脱脂ぬかの供給、食品への利用について】

食料産業局食品製造卸売課 食品第1班

ダイヤルイン：03-6744-0470

【肥料・土壤改良資材・培土への利用について】

消費・安全局農産安全管理課 肥料検査指導班（肥料）

ダイヤルイン：03-3502-5968

生産局農産部農業環境対策課 土壤環境保全班（土壤改良資材、自給堆肥）

ダイヤルイン：03-3502-5956

生産局農産部技術普及課 生産資材対策室 資材効率利用推進班（培土）

ダイヤルイン：03-6744-2435

【家畜用飼料への利用について】

消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班

ダイヤルイン：03-6744-1708

生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室 需給対策第1班

ダイヤルイン：03-3591-6745

【養殖魚用飼料への利用について】

消費・安全局畜水産安全管理課 水産安全室 水産安全班

ダイヤルイン：03-6744-2105

水産庁増殖推進部栽培養殖課 養殖指導班

ダイヤルイン：03-6744-2383

【きのこ菌床用培地への利用について】

林野庁林政部経営課 特用林産対策室 特用林産企画班

ダイヤルイン：03-3502-8059

別記1（関係団体の長）

全国農業協同組合中央会会长

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国主食集荷協同組合連合会会长

全国農業會議所会長

社団法人日本農業法人協会会長

社団法人全国米麦改良協会会长理事

全国精麦工業協同組合連合会会长

社団法人日本植物油協会会长

日本こめ油工業協同組合理事長

全日本漬物協同組合連合会会长

全国味噌工業協同組合連合会会长

協同組合日本飼料工業会会长

全国開拓農業協同組合連合会代表理事長

全国畜産農業協同組合連合会代表理事長

全国酪農業協同組合連合会代表理事長

日本養鶏農業協同組合連合会代表理事長

全国漁業協同組合連合会会长理事

全国内水面漁業協同組合連合会会长理事

全国養鯉振興協議会会长

全国養鰻漁業協同組合連合会代表理事長

全国養鱒振興協会会长

全国鮎養殖漁業協同組合連合会会长理事

日本養鰻漁業協同組合連合会会长理事

社団法人大日本水産会会长

社団法人全国海水養魚協会会长理事

社団法人日本養魚飼料協会理事長

社団法人日本科学飼料協会理事長

日本肥料アンモニア協会会长

全国複合肥料工業会会长

一般社団法人全国肥料商連合会会长

家庭園芸肥料・用土協議会会长

社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会长

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

日本醤油協会会长

全国米穀工業協同組合理事長

社団法人日本炊飯協会会长

全国米菓工業組合理事長

社団法人日本精米工業会会长

社団法人全国包装米飯協会会长

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米協会会长

ビーフン協会会长

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会长

社団法人日本農業機械工業会会长

日本酒造組合中央会会长

社団法人米穀安定供給確保支援機構 理事長

全国内牛事業協同組合理事長

社団法人中央酪農會議会会长

社団法人全國肉用牛振興基金協会会长

社団法人日本草地畜産種子協会会长

社団法人全国農地保有合理化協会会长

財団法人神津牧場会長

独立行政法人家畜改良センター理事長

社団法人畜産技術協会会長

社団法人日本獣医師会会长

社団法人日本家畜人工授精師協会会長

社団法人家畜改良事業団理事長

社団法人酪農ヘルパー全国協会会長

社団法人全国和牛登録協会会長

社団法人日本ホルスタイン登録協会会長

独立行政法人農畜産業振興機構理事長

社団法人全国農業共済協会会長

農場管理獣医師協会会長

社団法人中央畜産会会长

全日本鹿協会会長

日本成鶏処理流通協議会会长

社団法人日本家畜商協会会長

日本養豚協会会長

社団法人日本養鶏協会会長

社団法人日本種鷄孵卵協会会长

財団法人地方競馬共済会会长

財団法人競馬共助会会长

財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構理事長

財団法人全国競馬・畜産振興会会长

財団法人競走馬理化学研究所理事長

財団法人日本中央競馬会弘済会会长

財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル理事長

財団法人軽種馬育成調教センター理事長

財団法人馬事文化財団理事長

財団法人中央競馬馬主社会福祉財団理事長

財団法人競馬保安協会会长

財団法人畜産近代化リース協会会长

社団法人競走馬育成協会会长

社団法人日本競走馬協会会长

社団法人日本軽種馬協会会长理事

社団法人中央競馬振興会会长

社団法人全国動物薬品器材協会理事長

社団法人全国乗馬俱楽部振興協会会长

社団法人日本調教師会会长

社団法人日本実験動物協会会长

社団法人日本食鳥協会会长

社団法人日本装蹄師会会长

社団法人日本卵業協会会长

社団法人日本馬術連盟会会长

全国養鶏経営者会議会会长

日本鶏卵生産者協会会长

日本養豚事業協同組合理事長

全国公営競馬主催者協議会会长

地方競馬全国協会理事長

日本中央競馬会理事長

財団法人畜産環境整備機構理事長

日本特用林産振興会会长

全国森林組合連合会代表理事会会长

全国食用きのこ種菌協会会长

財団法人日本きのこセンター理事長

財団法人日本きのこ研究所理事長

財団法人食品産業センター会長

社団法人日本農業機械化協会会长

全国農業機械商業協同組合連合会会长

穀物乾燥貯蔵施設協会理事長

全国農協カントリーエレベーター協議会会长

財団法人日本土壤協会会长

全国土壤改良資材協議会会长

全国バーク堆肥工業会会长

NPO法人日本バーク堆肥協会会长

全国食品・畜産有機資源リサイクル協会会长

社団法人日本農業機械工業会会长

23生産第5304号
23消安第4796号
23食産第2291号
23林政経第262号
23水推第832号
平成23年12月19日

別記2（都道府県農林水産主務部長）宛て

農林水産省生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
(食品産業政策課題検討チーム長)
林野庁林政部経営課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて

平成23年産米については、土壌調査の結果を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。

玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年8月4日原子力災害対策本部決定)に定められた自治体(以下「対象自治体」という。)を対象として、本年8月以降、

- ① 収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
- ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査

の二段階で実施しました。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施中です。

米の副産物である米ぬか及び脱脂ぬか(以下「米ぬか等」という。)は、食品や飼料等のさまざまな用途に利用されます。このため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙2に示す食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値を遵守する必要

があります。

暫定規制値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壤改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関する留意すべき事項を下記のとおり取りまとめ、別添のとおり、関係団体に対し通知しましたので、お知らせします。

また、このことについて、貴都道府県内の米ぬかを供給又は利用する関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。

別記2（都道府県農林水産主務部長）

北海道農林水産主務部長

青森県農林水産主務部長

岩手県農林水産主務部長

宮城県農林水産主務部長

秋田県農林水産主務部長

山形県農林水産主務部長

福島県農林水産主務部長

茨城県農林水産主務部長

栃木県農林水産主務部長

群馬県農林水産主務部長

埼玉県農林水産主務部長

千葉県農林水産主務部長

東京都農林水産主務部長

神奈川県農林水産主務部長

新潟県農林水産主務部長

富山県農林水産主務部長

石川県農林水産主務部長

福井県農林水産主務部長

山梨県農林水産主務部長

長野県農林水産主務部長

岐阜県農林水産主務部長

静岡県農林水産主務部長

愛知県農林水産主務部長

三重県農林水産主務部長

滋賀県農林水産主務部長

京都府農林水産主務部長

大阪府農林水産主務部長

兵庫県農林水産主務部長

奈良県農林水産主務部長

和歌山県農林水産主務部長

鳥取県農林水産主務部長

島根県農林水産主務部長

岡山県農林水産主務部長

広島県農林水産主務部長

山口県農林水産主務部長

徳島県農林水産主務部長

香川県農林水産主務部長

愛媛県農林水産主務部長

高知県農林水産主務部長

福岡県農林水産主務部長

佐賀県農林水産主務部長

長崎県農林水産主務部長

熊本県農林水産主務部長

大分県農林水産主務部長

宮崎県農林水産主務部長

鹿児島県農林水産主務部長

沖縄県農林水産主務部長

23生産第5304号
23消安第4796号
23食産第2291号
23林政経第262号
23水推第832号
平成23年12月19日

別記3（地方農政局等担当部長）宛て

生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
(食品産業政策課題検討チーム長)
林野庁林政部經營課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて

平成23年産米については、土壤調査の結果を踏まえ、土壤中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。

玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定）に定められた自治体（以下「対象自治体」という。）を対象として、本年8月以降、

- ① 収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
- ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査

の二段階で実施しました。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施中です。

米の副産物である米ぬか及び脱脂ぬか（以下「米ぬか等」という。）は、食品や飼料等のさまざまな用途に利用されます。このため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙2に示す食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値を遵守する必要

があります。

暫定規制値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壤改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめ、別添のとおり関係団体及び都道府県に対し通知したので了知いただくとともに、貴農政局管内の地域センターに対し、必要に応じて各センター管内の関係事業者等説明されるよう、通知願います。

なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。

別記3（地方農政局等担当部長）

北海道農政事務所長

東北農政局消費・安全部長

東北農政局生産部長

東北農政局経営・事業支援部長

関東農政局消費・安全部長

関東農政局生産部長

関東農政局経営・事業支援部長

北陸農政局消費・安全部長

北陸農政局生産部長

北陸農政局経営・事業支援部長

東海農政局消費・安全部長

東海農政局生産部長

東海農政局経営・事業支援部長

近畿農政局消費・安全部長

近畿農政局生産部長

近畿農政局経営・事業支援部長

中国四国農政局消費・安全部長

中国四国農政局経営・事業支援部長

中国四国農政局生産部長

九州農政局消費・安全部長

九州農政局生産部長

九州農政局経営・事業支援部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長